

2025年度『各務Scholarship』募集要項

公益財団法人 東京海上各務記念財団

東京海上各務記念財団とは

昭和14年(1939年)に東京海上火災保険の会長でもあった各務鎌吉の遺志に基づき、我が国の発展に貢献し、かつ世界に通用する若者の育成および国内外の実状を調査し学術研究の普及を図ることを目的として設立された財団です。〈財団HP〉 <http://www.kagami-f.or.jp/>

各務Scholarshipとは

人物、成績ともに他の範となるような学生を対象に、主に次のような支援を実施します。

- (1) 勉学に専念できるための返済不要の奨学金の給付(生計維持者の所得制限なし)
- (2) 海外留学を後押しする返済不要の留学支援金の給付(事前審査あり)
- (3) スカラシップ生間およびOBOGとの交流を図るための機会の提供

〈筑波大学〉スカラシップ生の募集について

1. 募集対象学部・学年および採用予定数

- (1) 募集対象学部：社会・国際学群、理工学群、情報学群、生命環境学群、人間学群(教育学類を除く)、人文・文化学群
- (2) 募集対象学年：学部2年生(2025年4月現在)
- (3) 採用予定数：2名(前年採用実績2名)

2. 金銭的支援の内容(返済不要)

- (1) 奨学金：前学年の単年度成績に応じて次の3区分のいずれかの金額を給付

※年度毎に給付金額の区分見直しあり

区分①：月50,000円(年額60万円) 3・4年次は区分①を下回っても月50,000円は給付

区分②：月50,000円+加算分10,000円(年額72万円)

区分③：月50,000円+加算分50,000円(年額120万円)

〈前学年の単年度成績(小数点以下切り捨て)〉

	※1	※2	※3
区分①	80%以上	—	—
区分②	90%以上	1/3以上	—
区分③	95%以上	3/4以上	上位10番以内

上記の各区分は右記の条件(※1~※3)のすべてを満たすこと

※1：合否判定を除く「80点以上の履修科目数÷合計履修科目数」の割合

※2：合否判定を除く「90点以上の履修科目数÷合計履修科目数」の割合

※3：各学部内の成績順位

- (2) 給付期間：2025年4月~2028年3月(最短修業年限の終期まで)
- (3) 給付方法：4月、7月、10月、1月に3か月分を本人口座へ振り込む
ただし、学部2年次の初回は4~6月の3か月分を6月に給付
また3・4年次は前学年の成績判明後に4~6月の加算分を7月に給付
- (4) 留学支援：海外留学にあたっての支援内容は別紙参照

3. 応募資格

以下のすべての項目に該当し、大学からも申し分ない者として推薦を受けた者

- (1) 我が国の発展に貢献し、かつ世界に通用する資質を持つ者
- (2) 心身ともに健康かつ人物として他の範となるような者
- (3) 学業成績が優れている者（学部1年次の合否判定を除いた成績が、「80点以上の履修科目数÷合計履修科目数」の割合80%以上の者）
- (4) 他の給付型奨学金を受けておらず、今後も申し込む予定のない者、ただしJASSO給付型奨学金は併用可（以下の「その他重要事項」を参照）
- (5) スカラシップ生としての各種義務を履行できる者（以下の「その他重要事項」を参照）
- (6) 次の財団式典(①②)に必ず出席できる者、またスカラシップ生間およびOBOGとの交流イベントへの参加および協力に意欲がある者

① スカラシップ生/認定式（2年次のみ）：2025年5月27日（火）12:00～16:00 東京駅周辺で開催

② 交流の集い（毎年1回）：毎年11月頃の平日18:00～20:00 東京駅周辺で開催
次回は2025年11月7日（金）18:00～20:00

4. 応募方法および締切

以下の書類を期日までに大学担当課へ提出すること

- (1) 財団所定の「学資給与願／自己紹介書／家計状態申告書」
- (2) 学部1年次の成績証明書、また前記「区分①～③」のいずれに該当するか自己申告要

5. 応募後の流れ（選考、内定通知、認定式など）

書類選考：通過者へは、財団から面接にあたっての詳細をメールにて連絡

面接：2025年5月14日（水）対面形式（東京駅周辺にて開催）

内定通知：2025年5月16日（金）以降 財団からメールおよび書面にて本人宛に通知

認定式：2025年5月27日（火）12:00～16:00 東京駅周辺にて開催

※各種選考の結果に関する問い合わせには公平性の観点から答えられない

その他重要事項

1. 他の給付型奨学金との併用（貸与型は併給可）

- (1) 併給可：①国の修学支援制度による授業料免除、②JASSO給付型奨学金
- (2) 併給不可：①民間団体による奨学金、②大学独自の奨学金
- (3) 応相談：①大学独自の成績優秀者表彰に関連するもの、②地方公共団体による奨学金

2. スカラシップ生の主な義務

- (1) 誠実かつ勤勉であり続け、人物、成績ともに他の範となるように努めること
- (2) 財団への報告・連絡・相談は速やかに行うこと
- (3) 財団との面談を自主的に行うこと（3か月毎の定期面談、留学前後面談など）
- (4) Facebook非公開グループに年1回以上投稿し、スカラシップ生間の交流を図ること 等

3. その他

- (1) 財団の機関誌（財団関係者へ冊子として提供）へ名前や写真などを記載することがある。
- (2) 本要項に記載がない事項については、「学資給与規程」に定めるところによる。

以上

海外留学支援制度（概要）

種類	A. 留学奨学金	B. 在籍大学の修業期間を延長する場合の国内奨学金（帰国後）
対象者	当財団の国内スカラシップ生で、正規の最短修業年限までに3か月以上の留学をする者 対象となる留学（語学研修のみは除く） ・派遣留学 ・私費留学 ・実践活動（インターン／ボランティア／フィールドワーク／プロジェクト学習）	当財団の国内スカラシップ生で、留学を理由として在籍大学の最短修業年限を延長する者
支給金額	最大月額 100,000円 (詳細はJASSO留学奨学金／地域別月額に準じる) 休学を伴わない派遣留学等の場合には、国内奨学金(出発年度中は現区分にて、翌年度分は一律月額50,000円)の上乗せとして上記額を支給する 別途、渡航支援金100,000円	月額 一律 50,000円 前学年の単年度成績にかかわらず区分①の基準で支給する
支給期間	最長12か月	最長12か月
重複受給可否	他の留学奨学金との重複受給可 (トビタテ!、JASSO留学奨学金等との重複可)	重複受給不可 (募集要項「その他重要事項」に準じる)

※上記のA・Bいずれの奨学金についても、事前に申請書の作成・提出と財団との面談を行った後に、財団の審査会にて支給の可否が決定する。

審査では、主に学業成績や必要性、実効性（例えば、留学後または修学期間延長後に学業としてどのような取り組みを行うのか、当該留学がその後の学業にどう生かせるのかなど）、留学時等の活動状況などをもとに支給の可否を判断する。

※審査会にて不可となった例（一部）

- ・留学時の行動計画が具体化されていないケース
- ・留学目的や行動が、留学後の大学での学業面、将来目指すべき道等に、どのように有益なものとなり、活かせるものであるかをしっかりとイメージできていないケース
- ・最短修業年限までに卒業に必要な単位が取得できないことが決まったため留学するケース
- ・就職時期を遅らせるために留学および修学期間延長をするケース など

以上